

3月定例教育委員会会議録

公開案件

| | |
|------|--|
| 開催日時 | 平成31年3月26日(火) 午前10時から |
| 開催場所 | 奈良市役所 北棟6階 第21会議室 |
| 出席者 | 委員 中室教育長、都築委員、畑中委員、柳澤委員、岡本委員 【計5人出席】 |
| | 事務局 川上係長、中垣、櫛田 |
| | 理事者 【教育委員会】 尾崎教育総務部長、北谷学校教育部長、小橋教育総務部次長、高塚教育委員会事務局参事、廣岡学校教育部参事、福西教育政策課長、細川教育総務課長、山田教職員課長、中生涯学習課長、立石文化財課長、奥田中央図書館長、東畑学校教育課長、坂本いじめ防止生徒指導課長、野口保健給食課長、小林地域教育課長、吉元教育支援課長、宮廻教育相談課長、 【市長部局】 眞銅子ども未来部長、井ノ上子ども政策課長補佐 |
| 開催形態 | 公開(傍聴人 2人) |
| 議題 | 1 教育長報告 (1) 奈良市指定文化財の指定解除について 2 議事 議案第49号 奈良市指定文化財の指定について 議案第50号 奈良市指定文化財の追加指定及び一部解除について 議案第51号 富雄丸山古墳発掘調査検討会議開催要綱の制定について 議案第52号 奈良市部活動指導員設置要綱の制定について 議案第53号 奈良市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について 議案第54号 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正について 議案第55号 奈良市立平城西幼稚園の休園について |

| | |
|--------------|--|
| | <p>3 協議事項 「教育にデータを使うことについて」</p> |
| 決定取り纏め事項 | <p>1 教育長報告 (1) 奈良市指定文化財の指定解除については、了承した。</p> <p>2 議事 議案第49号 奈良市指定文化財の指定については、可決した。 議案第50号 奈良市指定文化財の追加指定及び一部解除については、可決した。 議案第51号 富雄丸山古墳発掘調査検討会議開催要綱の制定については、可決した。 議案第52号 奈良市部活動指導員設置要綱の制定については、可決した。 議案第53号 奈良市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正については、可決した。 議案第54号 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正については、可決した。 議案第55号 奈良市立平城西幼稚園の休園については、可決した。</p> <p>3 協議事項 「教育にデータを使うことについて」は情報交換・協議した。</p> |
| 担当課 | 教育委員会 教育総務課 |
| 議事の内容 | |
| 教 育 長 | 皆さんおそろいようですので、始めたいと思います。 |
| 教育総務部長 | <p>教育長。本日、理事者である一条高等学校事務局長が公務と重なり欠席しております。</p> <p>また、子ども政策課長も同様に欠席しておりますが、議案もございしますので、代理の者としまして子ども政策課長補佐の井ノ上を出席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> |
| 教 育 委 員 | はい。 |
| 教 育 長 | <p>本日2名の学校長が出席をいたしております。</p> <p>紹介をいたします。</p> <p>大安寺小学校 野村校長、鳥見小学校 八木校長。</p> <p>年度末の人事異動による引き継ぎ等に伴い、2名の校長の出席になっています。3名はおいでにならないということですね。代理の方も都合が悪いということですか。</p> |

| | |
|--------------|--|
| | <p>その辺、また事務局で、今後ご検討をお願いしたいと思います。 それでは、事務局より資料の説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>本日の資料は、事前にお配りをしている資料のとおりです。 また、お手元配付の資料は、2月から3月中に教育長決裁により承認いたしました教育委員会の後援、共催に係る資料の一覧です。 以上です。よろしく申し上げます。</p> |
| 教育長 | <p>本日の委員会は教育委員全員が出席をいたしておりますので、教育委員会は成立をいたします。 ただいまから3月定例教育委員会を開会いたします。 本日の会議録署名委員は、都築委員、柳澤委員で申し上げます。</p> <p>次に、会議録の確認をお願いしたいと思います。</p> <p>平成31年2月定例教育委員会（2月19日開催）の会議録ですが、会議録署名委員の都築委員、柳澤委員、いかがでしょうか。</p> |
| 都築委員 柳澤委員 | <p>結構です。</p> |
| 教育長 | <p>案件に入る前に、林正行様ほか1名の方から傍聴の申し出ございますので、傍聴規則第2条及び第3条の規定に基づきまして2名の傍聴券を交付いたしておりますので、ご報告します。 それでは、傍聴人の方を傍聴席へご案内ください。</p> <p>本日の案件は、教育長報告1件、議事7件、協議事項1件、合計9件です。 なお、本日は全ての案件が公開案件ということでございます。</p> <p>それでは、教育長報告の案件に入ります。 教育長報告（1）「奈良市指定文化財の指定解除について」、文化財課長より説明願います。</p> |
| 文化財課長 | <p>奈良市指定文化財の指定解除についてご説明いたします。 平成26年に奈良市指定文化財に指定した下記物件については、平成31年2月22日付で奈良県文化財保護条例第4条第1項の規定による奈良県指定有形文化財の指定があったことにより、奈良市文化財保護条例第4条第1項の規定による指定要件を喪失したため、同物件の奈良市指定文化財の指定を解除しましたので報告いたします。 春日座大工木奥家資料につきましては、平成26年3月14日に奈良市指定文化財に指定しましたが、平成31年2月22日付で県の指定文化財</p> |

となりましたので、市指定文化財の指定要件を喪失いたしました。このため指定を解除したものです。

教 育 長

ありがとうございました。

この件につきまして、何かご質問ございませんか。

県の文化財指定になったので、市の指定を解除するというごさいますが、よろしいですか。

教 育 委 員

はい。

教 育 長

それでは、教育長報告（1）については了承いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第49号 「奈良市指定文化財の指定について」、文化財課長より引き続いて説明願います。

文 化 財 課 長

2ページをごらんください、前回の定例教育委員会において、長尾神社能舞台と唐草文三足双耳香炉の2件を指定候補として文化財保護審議会に諮問することといたしました。このことにつきまして、平成31年2月25日付で奈良市文化財保護審議会から指定文化財に指定することが適当であるという答申をいただきましたので、指定をしようとするものです。

教 育 長

2件の指定文化財候補を文化財保護審議会に諮問いたしましたら、適当であると答申をいただきましたので、指定についてお諮りをしたいと思います。

何かご質問ございませんか。

都 築 委 員

文化財保護審議会で、この2件について、特に委員から何かコメント、ご意見等は出ましたでしょうか。

文 化 財 課 長

長尾神社能舞台につきましては、東部地域における能舞台の残存が非常に最近少なくなっていますので、こういった形でしっかり残しておくということは必要であり、ぜひとも指定候補として推薦しますというご意見をいただきました。また、非常に残りも良く、ご評価もいただいているところでございます。

唐草文三足双耳香炉につきましては、実際にお寺でこれまで香炉として使われてきたことも含めて、非常に価値があるというご意見をいただいております。

| | |
|---------|--|
| 教 育 長 | ほかに、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。 地元は、この能舞台で何かされているんですか。 |
| 文化財課長 | 秋祭りのときに、神拝と、相撲とといいますか、民俗芸能の形になっていますが、それを地元の方、氏子の方々がここでご披露されています。相撲とといいますのは、大相撲とは少し様子が違いまして、東部では特殊な形態をとっておりまして、簡単に申しますと、向かい合いまして相手方の手を取りぐるぐる回るといような、これをもちまして相撲と称しています。そのような風習が現在も残っており、秋祭りの段階でご奉納されているということも含めて、非常に貴重なものと思っております。 |
| 教 育 長 | そういう芸能自体は文化財指定は受けてはいないんですか。 |
| 文化財課長 | 王寺町にございます相撲などは県の文化財の指定を受けており、非常に残りのいいものに関しては指定を受けることもございます。 奈良市におきましては、以前、大柳生の太鼓踊り等の指定をしておりましたが、これも今、県の指定になっています。 長尾神社のものについては、指定はされていません。 |
| 都 築 委 員 | どこもそういう民俗芸能というのは存亡の危機に立つようになっていることが多いですが、ここはどうですか。 |
| 文化財課長 | やはりこれを担われる方は数が減っており、この秋祭りにおいても毎年開催できるのかどうかというお話は聞かせていただいております。それをどうして残していくのかになりますと、ほかの地域から芸能のみをやりに来る方を育てるのか、それとも何とかご高齢にもかかわらずやっていたくのかというような問題も残っていると思います。その辺のところは地元の方々とご相談させていただきながら、何とか残していきたいと考えているところです。 |
| 教 育 長 | ほかに何か、ご質問はございませんか。 |
| 柳 澤 委 員 | 映像記録とかで現状を記録保存するという事はやっておられるんですか。 |
| 文化財課長 | それはやっております。ただ、その記録も少し古い段階でのことですので、新たに今の現状がどういう形なのかということは記録してまいりたいと考えております。 |
| 教 育 長 | ほか、どうでございますか。 それでは、ご意見がないようですので、議案第49号 「奈良市指定文 |

化財の指定について」採決いたします。

本案を原案通り可決することに決しましてご異議ございませんか。

教 育 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。

よって、議案第49号は原案どおり可決することに決定いたしました。
次に、議案第50号「奈良市指定文化財の追加指定及び一部解除について」、文化財課長より説明願います。

文化財課長

2ページをごらんください。

春日大社境内のイチイガシ巨樹群について、平成30年に現状の再調査を行いました。これまで未指定でした樹木1株を、巨樹の要件を満たすものと確認いたしました。

また、台風等の影響により、巨樹の要件を満たさなくなった2株もあわせて確認しております。

このため、1株の追加指定と2株の指定解除について、文化財保護審議会に諮問いたしましたところ、追加指定及び一部解除をすることが適当という答申をいただきましたので、そのようにしたいと考えているところでございます。

教 育 長

春日大社境内のイチイガシ巨樹群の指定及び解除ということでございますが、何かご質問ございませんでしょうか。

全部で33株というのは、増減があって固定ということではないですね。

文化財課長

ないです。

教 育 長

よろしいですか。

それでは、ご意見がないようですので、議案第50号「奈良市指定文化財の追加指定及び一部解除について」採決いたします。

本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。

教 育 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案どおり可決することに決定いたしました。
続きまして、議案第51号「富雄丸山古墳発掘調査検討会議開催要綱の制定について」文化財課長から説明願います。

| | |
|---------|--|
| 文化財課長 | 資料の1ページに例規制定改廃調書を掲げています。 富雄丸山古墳につきましては本年度から発掘調査、現地調査を実施しておりますが、文化庁からも、発掘調査の内容について、非常に重要な古墳であることから、有識者の適切な指示、ご意見をいただきながら発掘調査を進めるようご指導をいただいております。そのことに基づきまして、「富雄丸山古墳発掘調査検討会議」を設けたいと考えております。検討会議を開催するに当たり、開催要綱を制定するものでございます。 |
| 教 育 長 | 丸山古墳の状況はいろいろご関心を持っていただいていると思いますが、何かご質問はありますか。 |
| 柳 澤 委 員 | 指定のレベルでは、市指定、県指定、国指定、どのレベルになるのでしょうか。 |
| 文化財課長 | 発掘調査を今後進めていく中で明らかになると思いますが、恐らく、国の史跡に該当するのに十分な要件を満たしていると考えております。今後、発掘調査の進み方にもよりますが、最終的には史跡指定ということも視野に入れていきたいと思っております。 |
| 柳 澤 委 員 | わかりました。 |
| 教 育 長 | 市の指定とか県の指定とかということじゃなくて、いきなり国指定でいくんですか。 |
| 文化財課長 | いけると思っております。 |
| 都 築 委 員 | こういう発掘調査は掘り尽してしまっただけじゃないというふうなことも伺っていますが、今回の発掘調査はどのぐらいの期間行う予定ですか。 |
| 文化財課長 | お手元の資料4ページ以降をごらんください。これは実際進めていく中で変わる可能性がございますが、5年程度の計画で発掘調査を進めてまいりたいと思っております。6ページをごらんいただきましたら、5年でどの程度の範囲を掘るのかということをお示しさせていただいております。都築委員ご指摘のとおり、史跡もしくはこのような埋蔵文化財に関しては、全て掘り尽してしまうと、基本、その分を破壊することにもつながりますので、できるだけ残せるものは残しておこう、明らかにしなければならぬところに関して発掘調査をするという考え方で調査に臨んでおるところでございます。 |

教 育 長

ほかにご質問ございませんでしょうか。

それでは、ご意見ないようですので、議案第51号「富雄丸山古墳発掘調査検討会議開催要綱の制定について」採決いたします。

本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。

教 育 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。

よって、議案第51号は原案どおり可決することに決定いたしました。

続いて、議案第52号「奈良市部活動指導員設置要綱の制定について」、学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

16ページをごらんください。

これまで、市立中・高等学校における部活動の指導につきましては、教員の部活動における負担軽減や部活動の充実・活性化のため、顧問の教員とともに指導に当たる外部指導者と、単独での指導や引率が可能である外部顧問を派遣してまいりました。来年度につきましては、学校教育法施行規則第78条の2に規定する部活動指導員として、これらを一本化すべく設置要綱を制定しようとするものでございます。

部活動指導員制度では、これまでの外部顧問のように、担当する部活動の単独指導、単独引率を行います。身分は非常勤の特別職となります。勤務時間は、1日につき、平日は2時間、休業日は3時間とします。これは、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」により、1日の部活動の時間がこのようになっているからです。ただし、大会等の場合は、1日につき8時間まで勤務することができるものとし、1週間では19時間を超えて勤務はできないようにします。

次に、報酬は、時間額1,500円とします。本事業は、文部科学省による国庫補助事業、部活動指導員配置促進事業を活用することとしております。この補助事業の要件として、報酬は時間額で定められており、その上限が1時間当たり1,600円となっております。一方で、「奈良市報酬及び費用弁償に関する条例」において、非常勤の特別職の報酬についての上限は1,500円を超えないとされており、このことから本市に設置する部活動指導員の報酬を1,500円と定めることとします。

また、部活動指導員の職務は、実技の指導や学校外での活動の引率、部活動の管理運営及び年間、月間指導計画の作成等となります。

これらのことを踏まえまして部活動指導員の設置要綱を制定しようとするもので、資料1ページの改廃調書に説明を記載しております。

この要綱の制定により、奈良市立中・高等学校に部活動指導員を派遣し、部活動の充実、活性化及び教員の部活動における負担軽減を図ってまいります。

| | |
|---------|---|
| 教 育 長 | 何かご質問ございませんか。 |
| 畑 中 委 員 | 新たな制度というよりは、今の制度を移行して一本化して、平成31年4月からスタートするということですが、中学校の現場にはこの制度をどのような形で説明されているのか、聞かせてください。 |
| 学校教育課長 | 先日予算が通ったばかりですので、学校に対しての説明はこれからになりますけれども、今、部活動のコーディネーターが、こういう趣旨で制度が変更になるということについては、個々に説明をさせていただいているところです。学校としても全く新しい制度ではなく、今までの外部顧問がこの制度に一本化されるということですので、それほど大きな混乱はないと考えております。 |
| 畑 中 委 員 | ありがとうございます。 |
| 教 育 長 | ほかにご質問ございませんか。 |
| 都 築 委 員 | 現状、ちょっと形は変わるけれども、実際に外部の指導者がいるということですが、スポーツに限らず、吹奏楽や美術など文化部の活動に関しては、こうした外部講師というのは今どういう状況でしょうか。 |
| 学校教育課長 | 文化部につきましても、こういった外部指導者、外部顧問を派遣しております。来年度につきましても、部活動指導員の制度により、文化部の部活動についても派遣をしてまいりたいと考えております。 |
| 都 築 委 員 | 具体的には、どういう部でこの制度を活用されているんでしょうか。 |
| 学校教育課長 | 例えば吹奏楽部です。やはり専門性を要しますので、吹奏楽部等への派遣が多くございます。 そのほか、ちょっと特殊ですが、ボランティア部といった部に対しても平成30年度は外部顧問を派遣した実績もございます。 |
| 都 築 委 員 | ありがとうございます。 |
| 教 育 長 | ほかはどうでしょうか。 |
| 岡 本 委 員 | 設置要綱第4条第3項、「校長は、指導員に部活動の顧問を命じることができる」と記載されている。これはどういう意味でしょうか。従来の外部顧問とは違うということですね。 |

| | |
|---------|---|
| 学校教育課長 | 従来は、学校から推薦という形で上がってまいりまして、それを認めるという形でした。今回の要綱につきましては、先ほど委員お述べのとおり、校長が設置をするといいますか、校長の監督を受けて指導に当たるという形になります。 |
| 岡 本 委 員 | 顧問というのはどういう形ですか。「校長は、指導員に部活動の顧問を命じることができる」というのは、部活動の指導員でもあるし、顧問でもあるという。 |
| 学校教育課長 | 現実には、それぞれの部活動の顧問を、教員が持っております。それに加えまして、外部の人員に顧問を命じ、校長の管理監督のもとでその部活動を行うという形になります。 |
| 柳 澤 委 員 | 教員顧問と指導員顧問とは何が違うんですか。 もう一つ聞きたいのは、教員でクラブの顧問になっていない先生が当然いらっしゃいますね。それぞれの先生方で、教員の職務で部の顧問となる人とならない人という。それから、教員ではないけれども顧問になる、指導員になるという形になっているわけですか。 |
| 学校教育課長 | 実際には、中学校の教員はほぼ、何かしらのクラブの、部活動の顧問を持っております。 |
| 柳 澤 委 員 | 必ず持たねばならない本務と考えていいですか。 |
| 学校教育課長 | ねばならないということはないです。それは、学校の運営の中で、どの教員がどのクラブを担当するかということは決めるわけですが、ただ、どのクラブにも、今は教員の顧問を配置しています。そこに、来年度は、部活動指導員という形で外部の顧問を置くことになります。 |
| 柳 澤 委 員 | 外部顧問がついたクラブ等については、教員顧問は置かないという形にはならない。つまり、ある部については、教員顧問と外部指導員顧問の2人がいらっしゃるという形になるということですか。 でも、第4条第2項に書いてある職務内容については、職務責任でいうと、教員にあるのか、外部指導員顧問側にあるのか、線引きが難しいような気もするのですが、そこは整理できるのですか。 |
| 学校教育課長 | やはり、主は教員の顧問であるわけですがけれども、ただ、そういった今まで教員が担ってきた部活動の職務の部分、部活動の指導員が行うことによって教員の負担軽減をしっかりと図っていかうとするものです。その分、外部指導員を非常勤の特別職という形で身分を確定させるものです。 |

| | |
|--------|---|
| 柳澤委員 | ありがとうございました。 |
| 教育長 | ほかはございませんか。 指導員に部活動の顧問を命じることが校長にできるわけですね。そうすると、そこへ教員の顧問を置かなくてもいいということですね。指導員に部活動の顧問を命じることができたら、その部には教員顧問はいなくてもいいという解釈の条項なんですか。 |
| 学校教育課長 | そういうことではなくて教員顧問は教員顧問でいるという形になります。 |
| 柳澤委員 | それだったら顧問を2人置く必要なんかあるのですか。 |
| 学校教育部長 | 部活動の教員で、今まで例えば吹奏楽に教員の指導者がいないということで部活ができないということがあったけれども、この制度によって非常勤特別職の顧問を命じたことによって吹奏楽の部活動ができるという判断ということをやっている。そうでないと軽減にはなりませんし、そういう解釈ですよ。 |
| 学校教育課長 | はい。イメージとしましては、外部顧問ですので、非常勤ですので、常に学校にいるというわけではありませんので、いろんな部分で教員の顧問は現実的には必要だろうということです。 |
| 学校教育部長 | だから、制度としては、顧問がいればできるということになる。 |
| 学校教育課長 | そうです。 |
| 教育長 | 学校で全ての部活動が成り立つためには、顧問が皆いてるんですか。いてないところもあるのですか。 |
| 学校教育課長 | いいえ、今は現実的にはありません。 教員の顧問が全部の部活にあります。 |
| 学校教育部長 | 例えば保護者からバスケットボール部をつかってほしいという要望があっても、指導者がいませんということで我慢をしてもらっているという分については、外部顧問がきちっと非常勤特別職で設置できれば、それは部活動としてやれますよということですね。 |
| 学校教育課長 | はい。 |
| 柳澤委員 | ただ、こういうケースで、部活動、本来私は得意でないけれども担当しています。私がやめるかわりにこの方をとってください。今の話は、部活 |

動が、そもそも成り立たないところへ外部者を呼んでくるという形ですが、余り得意でない部活動顧問がいて、その方のかわりにやってくださいということはなかなか言い出しづらいですね。結果として働き方改革にならないような気もする。ですので、そういうケースも含めてなんですね。

つまり、現在、部活動顧問だけれども、そこに外部者を招くということもありだというふうに解釈をしたらいいということですか。

学校教育部長

そうです。

部活動は先生が、今まで教育の一環としてやっているんだけれども、無理に、やりたくないという人については、開放してあげましょうということですね。その分については外部指導者を入れて、子どもの活動はしっかり行うということですね。

課長は、教員がついているというのが今の現状ですよということを行っているんですね。だから、セットでないとだめですということですか。

学校教育課長

いいえ、必ずしもそうではありません。

教 育 長

岡本委員、よろしいですか。

岡 本 委 員

従来は先生が顧問をやっているわけですね、全部ね。こうやって外部指導員が顧問になるということになれば、第3項から解釈できることは、その部は別に先生が顧問をしなくてもいいということになるので、外部指導員の管理下にほうに置かれてしまうということになります。1つ、2つだったらいいのですが、だんだん広がってきたときにそこが懸念されることになるんじゃないかと思います。

教 育 長

そこはどうか。

学校教育課長

教員の負担軽減を図るという上においては、部活動指導員が1人で、単独で、運営から何から全部するということが一番教員の負担軽減につながるだろうというふうに思っています。

国の説明によりますと、部活動指導員というのは、部活動の顧問として技術的な指導を行うとともに、担当教諭等と日常的に、指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情報交換を行う等の連携を十分に図るというふうにあります。

ですので、制度的には単独で顧問をとということも、それは可能だと思いますけれども、現実的には、部活動の運営そのもの、部活動の練習や技術的な指導だけではなくて全て含んだという上においては、教員の役割といいますか力がやはり一定必要かなと思っています。

岡本委員 一方で、いいこともあると思います。こういうふうな形で一般的な外部指導員の方が顧問をやることによって、従来余りできなかったクラブ活動が多様にどんどん広がっていくという、そういう面もうまく運用すればあるんじゃないかなと思います。

教育長 岡本委員おっしゃるのは、要は、外部指導者、部活動指導員ですか、指導員を顧問として単独でいけたら、1つ、2つならいいけど、それがほとんどの部でそうってしまったとき、学校として教育活動の一環として管理できるのかということもあるけれども、こういう制度にしていけば、いろいろな今はできないところも外部から呼んできたらできるという、子供たちのフォローには随分広げていけるという良さもあるのではないかなというご指摘なんです。

そのあたりのご指摘もあるし、柳澤委員がおっしゃってるのは、顧問は引き受けるけども、得意ではないから専門的な指導は出来ないので外部指導員を入れるという、ダブルでいいのかということですね。

柳澤委員 趣旨は多分、岡本委員と同じなんです。私のイメージも同じで。要は、課外活動である部活動そのものを教員の本務と学校の中でとられるのか。これは、文科省の答申では、そもそも教員のミッションから外しなさいという話になっていますので、それが実現するかどうかは別にして、その先駆けとして過渡的に入れているというのか、つまり、奈良市のポリシーとして、部活動は基本的には学校と地域との連携の、教員とはちょっと違うスタンスでこれから推し進めていくのかという課題が、今おっしゃった部活動の半分ぐらいが外部講師に、外部顧問といいますか、この指導員になったときにということが想定されるとすれば、その時点で考えていいと思うんです。今おっしゃったとおり、子供たちの得意分野で1つのクラブがないときに、外部者を招けばうまくいくというのは、それはそれで。よい面で少し伸ばしてみればよい。最終的に、先生方がどうお考えになるか、クラブ命という言い方が、なかなか難しいですけども、クラブと授業とでセットになった教師像をお持ちの先生がいるとすると、なかなか学校の中でぎくしゃくしないかなという気もする。その辺の価値観をちょっとそろえていくような努力も、校長さんには求められるという趣旨なんです。

教育長 ちょっと整理していただいた形になるんですが、学校教育課としてはわかりいただいたでしょうか。

学校教育課長 はい。

教諭と部活動指導員が、ツートップといいますか、両方が顧問として存在する場合と、外部指導員が顧問として存在している。文部科学省のケースにも書いているように、学校の教員も顧問ではないんだけど、担当

という形で外部の部活動指導員とセットに、子供たちの教育的な配慮の部分も含めたケースがあるとしておりますので、おっしゃるように単独でももちろん顧問はできますし、教員と2人で顧問をするという場合もあります。

教 育 長

今、課長が言うような、今現在ある方法論だけではなくて、お二人から指摘されているのは、今後どうするかというご指摘だと思います。そういう点では議論を要するのだろうと思います。最終的に行き着くところは教員の働き方改革みたいな大きな話に行き着くので、きょうの議案審議だけでここを審議するのはなかなか時間も足りないかなと思いますが、教育委員の思っておられることや考えておられる方向性みたいなものは、今、出していただいたと思いますので、今後、議論を深めるとしたら、また教育政策のほうでもちょっと考えておいていただいて、議論を深められたらいいというふうに思うんですが、よろしいですか。

それでは新年度はこういう形で、予算決定もなりましたので、進めさせていただきたいと思います。先々、大きな方向についてはもうちょっと議論が要るかなというふうに、今のご意見聞いていましたらと思いますので、そのようにさせていただきたいと思います。

それでは、議案第52号「奈良市部活動指導員設置要綱の制定について」採決いたします。

本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。

教 育 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。

よって、議案第52号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

続きまして、議案第53号「奈良市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について」、保健給食課長より説明願います。

保健給食課長

本市は学校給食費の徴収を平成26年度より公会計に移行しております。それにより、奈良市教育委員会が管理しているところでございます。

奈良市学校給食費の管理に関する条例施行規則第6条、学校給食費の納期限についてと2ページの新旧対照表をごらんいただけますか。学校給食費の納期限について、奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部改正に伴い、平成31年度、来年度より1学期の期間が4月1日から8月24日までとなりましたことから、2学期の給食の開始日も1週間早まり、始業式が8月26日になることから、給食開始を8月27日から実施するということになりました。それによりまして8月分の給食費が発生いたします。喫食日数が少ないため、8月分の給食費の納付期限を9月分と合わせ

て2カ月分とさせていただいて、翌々月の28日、10月28日を納期限とさせていただくということです。

教 育 長

何かご意見ございませんでしょうか。

2学期の開始を1週間早めたということで、それに伴い給食が早く始まる。早く始まった分の徴収がそこに生じるということです、それを10月に9月分と一緒にするんですね。

保健給食課長

8月分と9月分を一緒にして、10月28日に納期限を設定します。

教 育 長

それに伴い施行規則を改正するということです。

それでは、ご意見ないようですので、議案第53号「奈良市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について」採決いたします。

本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。

教 育 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。

よって、議案第53号は本案どおり可決することに決定いたしました。続きまして、議案第54号「奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正について」、地域教育課長より説明願います。

地域教育課長

1ページ目をごらんください。

今回の制定改廃の理由でございますが、学童保育システムの入替えに伴い、奈良市バンビーホーム児童育成料の納入通知書の様式を改めるものでございます。

あわせて、これまで育成料のみの引き落としでありましたが、今回の改正によりバンビーキッズや昼食提供事業のお弁当代であったり、その実費も納入する形で行いたいと考えております。

次の3ページ目に新旧の通知書のサンプルがございますが、非常に小さくなってございますので、8ページに実物大のサンプルをご用意しております。8ページが育成料の通知書でございます、9ページが今申しました実費分の通知書となっております。

今回の改廃は以上でございます。よろしく申し上げます。

教 育 長

どこどころが変わったかわかりますか。

地域教育課長

3ページに戻っていただきましたら、今までの通知書は左側の形式でして、今回、右側の全く違う形式になります。

教 育 長

違うところを教えてください。

| | |
|---------|---|
| 地域教育課長 | 完全にデザイン、形が変わり、今までは月分でそれぞれ領収するような形になっていたのですが、今回は、右側で見ていただいたように、通知書を納付書の形に変えております。 |
| 教 育 長 | まず大きいのは、今までは公金として育成料だけを納入していたのを、バンビーキッズという放課後の学習（これは希望者だけですが）と、今年度から始まりました昼食代、これも一括して集めるということに伴う改正ですね。 |
| 地域教育課長 | あわせて、来年度からおやつ代も公金化しようと考えておりますので、秋以降、おやつ代も実費として落としていきたいと考えております。 |
| 教 育 長 | それに対応できる様式になっているんですね。 |
| 地域教育課長 | はい。 |
| 教 育 長 | ちょっと表が細か過ぎて右と左の対比がわかりにくいなというので最初質問したんですけれども、それを全部当て込めるように変わっていくということでよろしいんですか。振込用紙の様式を変えた。通知書と納入書と領収書のセットにしたということですね。 |
| 地域教育課長 | はい。 |
| 都 築 委 員 | 育成料は均一ですよ、同額ですよ。 |
| 地域教育課長 | はい、同額でございます。 |
| 都 築 委 員 | 実費のほうはいろいろ変わってきますね。バンビーキッズを受講しているとか、昼食を何食分食べたとか。そういうのは、こちらで計算して通知書に金額を入れて書くんですか。 |
| 地域教育課長 | 細かい実費徴収も可能になったのは、来年度に向けたシステム改修というきっかけがございまして、バンビーキッズを受講した児童分についても必ず入力できるようになっています。それが全部システムで連結できるようになっております。 |
| 都 築 委 員 | 毎月いろいろ金額が変わるかもしれないけれども、ここに納入金額が簡単に出てくるんですね。 |

地域教育課長

そうです。

教 育 長

それはこの通知書のところへ出てくるのですか。場所がありませんね。今質問されている金額はどこへどうでてくるのですか。

学校教育部長

自動的にシステムからここに打ち出しされたのを納付書で渡されて、それを納めるという形なんですよね。

地域教育課長

そうです、はい。名前も住所もでてまいります。

都 築 委 員

明細も出るんですか。

地域教育課長

明細というか、その方に幾ら払っていただくかというのが、バンビーキッズとかお弁当何食というの、あわせてここに通知としてでてまいります。

都 築 委 員

ちゃんと明細が出るわけですね。

地域教育課長

はい、そうです。

都 築 委 員

合計金額だけでしたら、果たしてそれがお弁当何食食べたのと合っているのかどうなのかとかいうことがわかりませんね。

地域教育課長

基本的に、細かい通知書は、別紙になるんですが、何に幾らかかったかというのがここに載るような形になっております。

教 育 長

これ以外に別紙あるんですか。

地域教育課長

はい。この納付書に関しては、金額と何に幾らかかっていますというのが出ます。

都 築 委 員

明細が出るんですね。

地域教育課長

はい。

教 育 長

別紙はあるんですか。

地域教育課長

お弁当、お弁当が何食というのはこの下に載ります。バンビーキッズの受講に関しては、受講の申し込みのときに保護者が、うちの子が何月から何月まで受けているというのはまた別紙がございますが、この金額に関

| | |
|---------|---|
| | しては、この空欄のところに明細が載るようになっておりますので、何月分のバンビーキッズの分というのは載ります。 |
| 畑 中 委 員 | 何らかの形で明細が個人に届くということですね。この納付書か、あるいはそれ以外でも。 |
| 地域教育課長 | そうです。ある程度はこれで把握できます。 |
| 畑 中 委 員 | これでは全てわからないですか。 |
| 地域教育課長 | 細かいところまでは載らないです。バンビーキッズに幾ら、お弁当代で幾ら、それで育成料は上の段で幾らということで載るようになっていきます。 |
| 教 育 長 | もう一回お尋ねしますが、バンビーキッズと昼食代とおやつ代ですね、この3つを一括して振り込みにしていただくということで、都築委員が一番心配しておられるのは、一人ずつ違う、しかも3つが違う個別の請求額が、きちっと保護者に伝わるのかということを心配していただいているんですね。 |
| 都 築 委 員 | そうですね、こんなに給食食べていないとか、そういうことです。 |
| 地域教育課長 | 示しております納付書の欄に、それぞれの額、上は、育成料ですので、何月分の育成料という形で、下の9ページでは、実費ですので、お弁当代で幾ら、おやつ代で幾らという形で載るようになっております。 |
| 教 育 長 | 9ページの下大きな空白のところへそれが打ち込まれるんですか。 |
| 地域教育課長 | はい、そうです。 |
| 教 育 長 | それは個人によって違うという理解でよろしいですか。 |
| 地域教育課長 | はい。 |
| 教 育 長 | 上の空欄のところには育成料が出るということですね。 |
| 地域教育課長 | はい。 8ページの上が育成料で、9ページの全体が実費の通知書になっております。 |

| | |
|------------------|---|
| 都 築 委 員 | <p>9 ページの一番上の欄には何が出てくるんですか。下が合計となっておりますよね。</p> <p>住所氏名ですか。</p> |
| 地域教育課長 | <p>ここは合計の額と、この欄に、納入者の住所氏名が載るようになっております。</p> |
| 教 育 長 | <p>今、都築委員がご質問なのは8 ページの一番上、口座番号、加入者名、下のところの空白には何が打ち込まれるんですかということをお願いしております。</p> |
| 都 築 委 員 | <p>8 ページも 9 ページもですね。</p> |
| 地域教育課長 | <p>この欄は、何月分という、それぞれの行った月が載るようになっております。</p> |
| 学校教育部長 地域教育課長 | <p>5月だったら5月と出るんですか。</p> <p>はい。</p> <p>下の9 ページの同じく合計欄に関しては、その内容です。おやつであったり、お弁当何食分というような形で載り、それで合計の請求金額がこの下に載るといった形になっています。</p> |
| 教 育 長 | <p>下の大きなところは。</p> |
| 地域教育課長 | <p>ここは備考欄になっておりまして、基本、特別な内容がなければここには何も載りません。</p> |
| 教 育 長 | <p>8 ページも 9 ページも、上のところに個人のものが、おやつ代、それからバンビーキッズ、育成料が、その月の分を打ち込まれて合計として出るということですか。</p> |
| 都 築 委 員 | <p>何月分おやつ代、何月分バンビーキッズ、そして給食に関しては何日分というのまで出るんですか。</p> |
| 地域教育課長 | <p>何食分です。</p> |
| 都 築 委 員 | <p>何食分というのまで、ここで全て明細が書かれるということなんですね。</p> |
| 教 育 長 | <p>疑問に思うのは、左の下のところに大きな枠があるのですが、ここは何もないんですか。</p> |

学校教育部長

8ページを、もう一回整理して見ていただきたいと思うんですが、8ページの右側、3つあります。右側が保護者が見て切り離して保護者が持つ分で、真ん中から左は奈良市が保管をする分ということになりますので、正確に、今、地域教育課長が言っていますように、一番右側の住所、氏名のところに奈良市誰々の何々さんと名前が出ます。そして、その下に、育成料の4月分というふうに出ます。そして、育成料幾らと出まして、領収印はここに押されますので、これは奈良市で管理する分ですが、これと連動してここに自動的に数値が入っていくということですので、ここをしっかりと見ていただくと、保護者には、ここにきちっと住所名前、さっきおっしゃったように、ここに育成料何月分というふうに出ます。次の実費分についても同じですので、一番右側の、3列の右側のところに住所氏名で、これは実費ですので弁当、10食だったら10食、バンビーキッズ代、週2回行ったら2回、それからおやつ代4月分、合計8,000円だったら8,000円というふうに出ます。都築委員のご指摘につきましては、この右側部分にきちっと明細が反映されるシステムになっているということでご理解をいただけたらと思います。

教 育 長

都築委員のご心配は、ちゃんと親御さんにわかるように、明確に一人ずつ違うものが打ち込まれているのかということですが、この右側の黒囲みの中へ打ち込まれるという説明でございます。

よろしいでしょうか。

ほかに何かございませんか。

それでは、議案第54号「奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正について」採決いたしたいと思えます。

本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。

教 育 委 員
教 育 長

異議なし。

異議なしと認めます。

議案第54号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第55号「奈良市立平城西幼稚園の休園について」、子ども政策課長が欠席でございますので、課長補佐より説明をいただきます。

子ども政策課長補佐

平城西幼稚園は、本市の推進する幼保再編の取り組みの一環で平城幼稚園と再編し、認定こども園へ移行することを平成28年8月に公表しております。

既に平成30年4月より、平城幼稚園を活用園舎とした平城こども園が開園しており、その2年後に当たる平成31年度末をもって平城西幼稚園

は閉園する計画でした。

しかしながら、平成31年度入園園児募集を行った結果、園児数がゼロ名となることが確定したため、1年間の休園を議案として提出した次第でございます。

なお、この1年間の休園を経た後は、当初の計画どおり平城西幼稚園を閉園する予定です。

資料の1ページと2ページをごらんください。

1ページは告示文、2ページは奈良県教育委員会への休園の届け出でございます。いずれも本日の審議を経て、告示及び提出する予定でございます。

資料3ページと4ページには、園児数の詳細を記載しております。ごらんのとおり、今年度、平成30年度は4歳児が1名、5歳児が13名となっており、来年度の平成31年度は、新4歳児の入園希望者がゼロ名であり、また、現4歳児1名も平城こども園へ転園することが決まっていることから、在園児数がゼロ名となる見込みでございます。

教 育 長 平城西幼稚園の休園ということでございます。何かご質問ございませんでしょうか。

それでは、ご意見ないようでございますので、議案第55号「奈良市立平城西幼稚園の休園について」採決いたします。

本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。

教 育 委 員 異議なし。

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第55号は原案どおり可決することに決定をいたしました。ありがとうございました。

教 育 長 それでは、時間が押しておりますので、協議事項に入りたいと思います。今月の協議事項のテーマは、「教育にデータを使うことについて」ということで、本日の司会進行も私が務めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

予定では12時までを予定していましたが、少し遅れるかもしれませんがご容赦いただきたいと思います。

協 議 事 項

3 協議事項「教育にデータを使うことについて」
テーマについて意見交換及び協議を行った。

教 育 長

それでは、これで本日の案件はすべて終了いたしました。
それでは、傍聴人の方はここでご退席をいただきます。

それでは、ほかに何かご意見、ご連絡等ございませんでしょうか。
それでは、次回の定例教育委員会の日程をお知らせします。

4月の定例教育委員会は4月18日木曜日10時から開催いたします
ので、委員の先生方、ご予約よろしくお願ひいたします。

それでは、これをもちまして本日の定例教育委員会、閉会いたします。